

令和3年度 神戸市における障害者虐待の状況および対応について

1. 相談・通報・届出の状況

(単位：件)

		養護者	障害者福祉施設従事者等	使用者（※）	合計
令和元年度	通報件数	59	39	9	107
	認定件数	9	8	3	20
令和2年度	通報件数	169	37	6	212
	認定件数	20	7	2	29
令和3年度	通報件数	91	49	7	147
	認定件数	17	6	1	24

※障害者虐待でないと明確に判断される場合を除いて都道府県へ通知した件数を計上

2. 虐待を受けたと判断された事例における虐待行為の類型

(単位：件)

		身体的	心理的	性的	放棄・放任	経済的	合計
令和元年度	養護者	1	4	2	4	1	12
	施設等	3	2	2	0	2	9
	使用者	0	3	0	0	0	3
令和2年度	養護者	9	7	2	3	6	27
	施設等	3	2	1	0	1	7
	使用者	1	2	0	0	0	3
令和3年度	養護者	8	8	1	3	4	24
	施設等	4	1	1	0	0	6
	使用者	0	1	0	0	0	1

※上記2. の表では一件の虐待について複数の類型が認められる場合は重複して計上しているため、1. の表の合計値とは異なる。

3. 虐待対応の取り組み

通報等があった場合は、対応担当課にて速やかに対応方針の検討および事実確認をし、必要に応じて養護者との分離や事業所等への指導等を行う。

(1) 障害者虐待防止センターの設置

電話あるいはFAXで、24時間365日通報できる虐待対応の窓口として、「神戸市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者や養護者の相談を受け付けている。

【受付件数】令和2年度：359件、令和3年度：485件

令和4年度：293件（4月～12月）

※虐待通報以外の相談受付件数も含むため、上記の表と数値が異なる

(2) 緊急一時保護事業について

虐待等により養護者と隔離する必要がある場合、障害者を一時的に保護する施設（一床）を確保している。

4. 虐待の対応力向上・未然防止の取り組みについて

(1) 市職員・障害者相談支援センター職員

障害者虐待対応の新任職員に対して、障害者虐待防止法や対応方法についての研修を実施している。

また、令和元年度より市職員及び障害者相談支援センター職員の対応力を向上させることを目的に専門職（弁護士・社会福祉士）による障害者虐待対応力向上研修を実施している。

（令和3年度実績）

・障害者虐待対応手引き研修

対象者：市職員・障害者相談支援センター職員 参加数：109人

・障害者虐待対応力向上研修

対象者：市職員・障害者相談支援センター職員 参加数：57人

(2) 専門職派遣（令和2年8月～）

養護者虐待において、より専門性の高い法的・福祉的な知識を要するケースについて、専門職を派遣し、対応や虐待の有無の判断、権限行使に関する助言を行う。

（令和3年度実績：6件）

(3) 施設・事業所従事者

- ・平成25年から障害福祉サービス事業者等に「すべての従業員に対する人権擁護・虐待防止研修を年1回以上実施すること」を独自に義務付けており、集団指導や実地指導、監査等の機会のごとに虐待防止に係る指導を行っている。
- ・市主催の研修として、障害福祉及び介護保険施設等の管理職や研修担当職員等を対象に、施設運営上の留意事項についての研修を実施している。

（令和3年度実績）法令遵守・職業倫理に関する職員研修

対象者：入所施設の管理者、研修担当・主任級職員

合計参加数：116名

- ・令和4年度から国の運営基準に係る省令が改正され、虐待の防止等のための責任者及び委員会の設置、従業者に対する研修の実施が義務付けられた。引き続き、虐待防止委員会や研修が効果的に運営・機能しているかを確認し、各事業者に合わせた助言や指導を行っていく。

5. 広報啓発について

令和4年2月、市内全サービス事業所（1,004事業所）に障害者虐待防止に係るリーフレットを送付。